

亀山市告示第123号

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱等の一部を改正する告示

(亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年亀山市告示第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第8条関係） 日常生活用具給付事業費負担基準 [略]	別表第2（第8条関係） 日常生活用具給付事業費負担基準 [略]
備考 1 [略] 2 世帯階層区分の認定 (1) [略] (2) 認定の基礎となる用語の定義 ア及びイ [略] ウ 認定の基礎となるのは、 所得税法（昭和40年法律 第33号）、租税特別措置	備考 1 [略] 2 世帯階層区分の認定 (1) [略] (2) 認定の基礎となる用語の定義 ア及びイ [略] ウ 認定の基礎となるのは、 所得税法（昭和40年法律 第33号）、租税特別措置

法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

エ及びオ [略]	エ及びオ [略]
(3) [略]	(3) [略]
3～5 [略]	3～5 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市未熟児養育医療給付実施要綱（平成25年亀山市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第16条関係）	別表（第16条関係）
[略]	[略]
備考	備考
1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、 <u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項</u> の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
2～8 [略]	2～8 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

(亀山市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正)

第3条 亀山市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和2年亀山市告示第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補足給付費の支給対象者)</p> <p>第4条 補足給付費の支給対象者は、市内に住所を有し、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合にあつては、その前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（<u>子ども・子育て支援法施行規則</u>（平</p>	<p>(補足給付費の支給対象者)</p> <p>第4条 補足給付費の支給対象者は、市内に住所を有し、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合にあつては、その前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（<u>同法附則第5条の4第6項その他の</u></p>

<p>成 2 6 年 内 閣 府 令 第 4 4 号) 第 <u>2 1 条 に 規 定 す る 規 定 に よ る 控 除</u> を され る べ き 金 額 が あ る と き は、 当 該 金 額 を 加 算 し た 額 と す る。)) を 合 算 し た 額 が 7 7, 1 0 1 円 未 満 で あ る も の (2) 及 び (3) [略]</p>	<p><u>内 閣 府 令 で 定 め る 規 定 に よ る 控 除</u> を され る べ き 金 額 が あ る と き は、 当 該 金 額 を 加 算 し た 額 と す る。)) を 合 算 し た 額 が 7 7, 1 0 1 円 未 満 で あ る も の (2) 及 び (3) [略]</p>
<p>備 考 表 中 の [] の 記 載 は 注 記 で あ る。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。